

熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画

趣 旨

働き方改革の推進等を通じた職員一人一人の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現を図ることにより、女性活躍の推進と全ての職員がやりがいを持って働き続けられる職場環境づくりに取り組むもの

第1 取組の位置付け

次世代育成支援対策推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

特定事業主行動計画の策定を義務化

第2 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日まで

第3 推進体制

熊本県警察基盤強化委員会において、本計画の推進を図るとともに、進捗状況の検証等を行い、必要に応じて本計画の見直しを行う。

第4 数値目標

- 年次有給休暇及び夏季休暇を合わせた職員一人あたりの平均取得日数 20日以上
- 男性職員の出産補助休暇及び育児参加休暇を合わせた平均取得日数 6日以上、育児休業の取得率 50%以上
- 全警察官に占める女性警察官の割合 12%以上

第5 ワークライフバランス等の推進のための取組

① 働き方改革の推進

- 職員の意識改革
- 業務の合理化・効率化の推進
- 時間外勤務の縮減
- 働く時間と場所の柔軟化
- 休暇の取得促進と質の向上
- 人事評価への反映
- ハラスメント防止対策の推進

② 子育てや介護をしながら活躍するための職場づくり

- 両立支援制度の利用促進
- 男性職員の家庭生活への関わりの促進
- 妊娠中及び出産後における配慮

③ 女性職員が活躍するための職場づくり

- 女性警察官の増員
- 女性職員のキャリア形成支援
- 女性職員が働きやすい職場づくり

④ 次代の社会を担う子供の育成を支援する取組

- 安心して子供を育てられる安全な環境の整備
- 子供と触れ合う機会の充実